

カードご利用規約



FUKUYU TAXI

利用規約

(チャージ機能付きプリペイド おでかけカード・ポイントカード)

第 1 条 (目的)

本規約は、株式会社 フクユ(以下「当社」という)が発行するチャージ機能付きプリペイドカード おでかけカード及びポイントカード(以下「本カード」という)の利用について、本カード取扱事業者として定めるものでお客様は本規約の内容を十分に理解した上で、本カードの申し込みを行い、発行後は本規約に従ってご利用いただくものとします。

第 2 条 (適用範囲)

- ① 当社が、貨幣価値情報・ポイントを付加できる媒体として発行する本カードの取扱いについては、この規約に定めるところによります。
- ② 本規約を変更又は廃止した場合は、当社本社、営業所の窓口及びホームページ、当社所属のタクシー車内等において事前に告知致します。
- ③ 本規約が前項の規定で改訂された場合、以後の本カードに関わる取扱いについては、改訂された規約の定めるところによります。

第 3 条 (カードの種類)

当社の発効するカードは、次に定める2種類として何れのカードも積み増し入金(以下「チャージ」という)機能とポイント付加機能を備え、チャージ金額若しくはポイントに応じた特典(プレミアム)があります。

- ① チャージ機能付きプリペイド おでかけカード 満65歳以上の方のみ、申込み可能です。
- ② チャージ機能付きプリペイド ポイントカード 年齢等に関係なく、どなたでも申込み可能です。

第 4 条 (カードの申込み)

本カードは、当社の本社・営業所・タクシー車両内に常備した申込書に必要事項を記入の上、発行手数料 ¥300円を添えて申込みものとし、領収書を受領した時点で申し込みは完了するものとします。

第 5 条 (申込書の記載事項)

申込書に記載する内容は、氏名、住所、電話番号、生年月日、年齢、申込みされるカードの種類とし、カードを所持される方の情報を記入するものとします。

第 6 条 (カードの発行)

当社は申込み書と発行手数料の受領を確認後、記載された内容に不備等が無いかを確認した上で当社独自審査の後、速やかに郵送にてカードを送付するものとします。

第 7 条 (契約の成立)

本カードの利用に関わる本規約の適用は、お客様が本カードの交付を受けた時点から開始されます。

第 8 条 (契約の不成立)

当社は申込みされた記載内容に虚偽がある場合若しくは独自審査結果でカード発行を見送る場合については、申込書及び納付された手数料をお客様に返却します。

第 9 条 (所有権)

本カードの所有権は当社に帰属します。
本カードの利用者が死亡又は諸事情等により不要となった場合は、速やかに当社に返却するものとします。

第 10 条 (チャージの方法)

- ① 本カードへのチャージは、当社本社若しくはタクシー車内でのみ利用できます。
- ② 本カードへのチャージは、現金のみ利用できます。
- ③ チャージできる金額は、5千円と1万円の2種類とし本カードにチャージできる上限金額は5万円とします。

第 11 条 (チャージのプレミアム)

本カードに5千円及び1万円をチャージした場合にプレミアム付与を行い、支払いに利用される金額が上乗せされます。

5千円チャージの場合	…	250円	上乗せ
1万円チャージの場合	…	500円	上乗せ

尚、プレミアム金額については、本規約 第2条-②及び③項に記載された通り 変更される場合があります。

第 12 条 (チャージ残高 有効期限)

チャージされた金額のご利用期限は、チャージ日より36カ月間となります。
尚、有効期限については、本規約 第2条-②及び③項に記載された通り 変更される場合があります。

第 13 条 (おでかけカード割引)

当社は、タクシー代金のお支払い時におでかけカードを提示されたお客様に対して、ご利用された運賃部分に対して10%の割引を行います。

但し、割引は運賃部分のみで高速料金、駐車料金等の立替金などは除きます。

又、本カードでの割引後は、障害者割引等の他の割引との併用はできません。

第 14 条 (カードのポイント)

- ① 本カードの提示により、タクシー乗車料金(高速等除く)500円毎(500円未満切り捨て)に1ポイントを付与20ポイントに到達したら自動的にチャージ500円分として計上され、支払い時にご利用いただけます。
- ② ポイントの有効期限はありません。
- ③ 本条記載事項については、本規約 第2条-②及び③項に記載された通り 変更される場合があります。

第 15 条 (残高・利用履歴等の確認)

お客様は、タクシーご乗車時に本カードを使用した場合タクシー車内で発行されるレシートで現在のポイント数、チャージ残高を確認する事ができます。
尚、以下の方法でも確認する事が可能です。

- ① カード裏面のQRコードを読み取ってアクセスしカード番号を入力して確認。
- ② 当社の本社へお越しいただくか電話で確認。
- ③ タクシー車内の端末で残高確認。

第 16 条 (本カード利用方法)

- ① 本カードは、当社所属のタクシーで乗車料金のみにご利用いただけます。
- ② 本カードは、当社が定めた本カードを処理する機器(以下「専用機器」という)でのみ利用できます。
- ③ 本カードを乗車時にご提示いただけない場合は、チャージ支払い、ポイント付与等 ご利用できません。
- ④ 本カードへのポイント後日付与はできません。
- ⑤ お客様のタクシーご乗車代金が、専用機器で処理されお支払いが行われた場合(支払可能額の範囲)、清算が完了したものとなります。

第 17 条 (本カードの制限事項)

次の各号何れかに該当する場合は、本カードを専用機器で利用できない場合があります。

- ① 本カードの磁気不良、破損、汚損及び機器の故障等で読み取り不可の場合。

- ② 地震、火災、津波等の災害で、通信状態が悪化した時又は、専用機器で電波障害が発生した場合。

第 18 条 (払い戻し)

原則として、本カードへチャージされた金額の返金及びポイントの換金化は出来ません。

但し、次の各号何れかに該当する場合、緊急措置として所定の条件の下、返金を行う場合があります。

- ① カード利用者本人が、死亡若しくは寝たきり状態となり利用する事が物理的に不可能な場合。
- ② 当社が営業する区域外に住居が転居される場合。

第 19 条 (返金方法)

I 第18条-①に該当し、当社が返金に応じる場合
次号全てを満たす事が必要となり、何れか該当しない項目があれば、返金はできないものとします。

- ① 利用者本人の正当な相続者である書類の提出
- ② 利用されていたカードを提出
- ③ 請求代理人の身分証明書 原本の提示

II 第18条-②に該当し、当社が返金に応じる場合
次号全てを満たす事が必要となり、何れか該当しない項目があれば、返金はできないものとします。

- ① 利用者本人が来社される事
- ② 利用されているカードを提出
- ③ 身分証明書 原本の提示

III 上記 I・II で返金時において減額する金額

- ① 直近チャージ時にプレミアム付与された金額
- ② 払い戻し手数料 一律500円/枚

前号何れの場合も、チャージのみ返金対象としてポイントの換金化は行いません。

第 20 条 (盗難・紛失等)

本カードが盗難、紛失となった場合は、速やかに当社へ通報して下さい。

連絡を受けましたら当該カードの利用を停止しますのでカードの不正利用等にご安心ください。

但し、紛失等により失くしたカードが発見された場合速やかに当社へご連絡をお願いします。

盗難・紛失に関わらず、当社にご連絡がない状態での不正利用については当社は一切の責任を負いません。

第 21 条（利用停止）

次の何れかに該当する場合、本カードの利用を停止し又は本カード自体を無効として回収手続きに入ります。この場合、本カードが有する一切の金銭的価値等は返却しないものとします。

- ① 不正な方法で本カードを取得した場合。
- ② 不正な方法で本カードを利用した場合。
- ③ 本カードが改造、捏造又は変造されたものである場合。
- ④ お客様が本規約で重大な規約違反をした場合。
- ⑤ 前各号に掲げる他、当社が本カードの利用停止を必要とする相当な事由があると判断した場合。

第 22 条（再発行）

- ① 本カードの紛失、盗難による再発行はできません。
- ② 本カードの汚損、破損等により専用機器で読み取りが不能な場合は、改めてカードの申込みを行って下さい。同一番号でのカード発行はできません。尚、旧カードでの残高等については新カードへ移行します

第 23 条（再発行の拒否）

次の各号何れかに該当する場合は、事由を考慮せず再発行の取扱いを行いません。

- ① 本カードの磁気情報又は本カード番号(16桁)が判読できない場合。
- ② お客様の故意又は重大な過失により、本カードが使用不能となった場合。
- ③ 申込書に記載がない場合若しくは発行手数料300円を納めていただけない場合。

第 24 条（個人情報取扱いに関する特約）

- ① 本カードへチャージされた実績及び決済の状況、履歴ポイントの累計等の情報を当社が取得する事に対して承諾するものとします。
- ② 当社が前項に定める情報以外に、タクシー利用に際して紐づけされたお客様情報(氏名・住所・電話(携帯含む)以下 併せて「本個人情報」という)を、お客様の管理、本カードに係わる諸機能及び特典の提供、本カードに係わる利用状況の分析、サービスの品質向上の他、当社がお客様にとって有益と考える情報の掲載等の目的で利用する事を承諾するものとします。
- ③ 当社は、本カードに係わる諸機能及び特典を提供する目的を達成するために必要な範囲内において本個人情報の取扱いを第三者に委託する事ができるものとします。
- ④ 当社は、本個人情報を個人が特定できない形式に加工した上で、第三者に提供できるものとします。
- ⑤ 前号④の規定による他、本個人情報の取扱いについて当社が定める「個人情報取扱規則」が適用されます。

第 25 条（ポイント・チャージ有効期限 重要事項）

ポイント及びチャージされた金額の利用期限は以下の通りとしますが、本条項第12条に準じる場合があります。

- ① 本カード自体に有効期限は設けませんが、カード内のチャージ金額には、チャージ日より起算して36か月間のご利用期限を設けるものとします。但し、ご利用期限はチャージを行えば、その都度更新し残高は累積するものとします。
- ② 本カードに累積されたポイントの有効期限は、ポイント付与された日から36か月間となります。
- ③ お客様は前項の利用期限が経過した本カードに関する一切のご利用及び払い戻し等の請求が出来ませんのでチャージ入金する場合は、十分にご注意下さい。

第 26 条（免責）

本カードが盗難、偽造、変造若しくは紛失、失効した時その為に生じた損害について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 27 条（質権・担保権等の設定禁止）

本カードに対する質権・担保権の設定は一切できないものとしますが、本条項に違反し 当該違反から生じるトラブル等が発生しても、当社は一切関知しないものとし且つ一切の責任を負わないものとします。

第 28 条（本規約の変更及び廃止等）

- ① 当社は経済情勢の変化、法令の改廃その他、当社の事情等により、本規約若しくは運用を全部又は一部変更や廃止する事を予め承していただくものとします。更に変更される内容によって、カードの全部又は一部を利用停止とする場合があります。
- ② 本規約変更及び廃止にあたっては、お客様に対して事前にタクシー車内への掲示、当社本社・営業所及びホームページでご案内いたします。
- ③ 当社は、本規約変更及び廃止等によるトラブル等に一切関与しないものとし、且つ一切の責任を負わないものとしますが、当社の都合により本カードの取扱いを全面的に停止若しくは廃止した場合には、お客様に対し本カードにチャージされた金額の返金を第19条Ⅲ-①に従い行うものとします。

第 29 条（管轄）

本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合は、当社本社(伊丹)を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

附則

この利用規約は、2020年 5月 1日から適用します。

* カードに関する相談窓口

株式会社 フクユ 本社営業所
兵庫県伊丹市池尻7丁目181番地
TEL 072-777-2000 (代) カード管理係まで

* タクシーの配車依頼

株式会社 フクユ 本社営業所
兵庫県伊丹市池尻7丁目181番地
TEL 072-777-2000 (代)